

宮城県道路公社建設工事等総合評価支援システム運用要領の取扱いについて

(利用者登録)

- 第1 宮城県道路公社建設工事等総合評価支援システム運用要領(平成23年11月11日宮城県道路公社訓令第1号。以下「要領」という。)第4条の利用者登録は、要領第1条に定める入札で、入札公告中の案件に係るもの限り行うものとし、公告していない期間は、利用者登録は行わないものとする。
- 2 要領第4条第2項の期間は、入札公告中の案件にかかる見積期間内に設定するものとし、入札公告日から見積期間の概ね3分の1をその期間とするものとする。
- 3 利用者登録は、入札者のうち、はじめて総合評価支援システムを利用する者(以下「未登録者」という。)を対象として行うことから、入札公告で示す入札参加資格に対応した登録業種を含まない業者から要領第4条第2項に基づく利用者登録の届出(以下「利用者登録の届出」という。)があった場合、これを受理しないこととする。
- 4 利用者登録の届出に際し、内容の確認に時間を要すると認められる場合は、当該届出を預かることとし、内容を照査のうえ、不備がないことを確認できた場合、受理することができることとする。この場合、届出を受理した日は当該届出を預かった日とし、未登録者へ受理した旨を電話、ファクシミリ又は電子メールにて連絡するものとする。
- 5 前項の照査により、不備等が認められた場合、未登録者へ訂正を依頼することができるものとする。ただし、第3項に該当する場合は、当該届出を未登録者へ理由を付して返却するものとする。

附 則

この取扱いは平成23年11月11日から実施する。